

聖籠町印鑑条例及び聖籠町手数料条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成二十四年六月十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十四号

聖籠町印鑑条例及び聖籠町手数料条例の一部を改正
する条例

(聖籠町印鑑条例の一部改正)

第一条 聖籠町印鑑条例(昭和五十一年聖籠町条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号に掲げる」を「住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている」に改め、各号を削る。

第四条第二項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第五条第二項第一号中「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を削り、「若しくは名」を「名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。)」に改め、「又は氏名」の次に「若しくは通称」を加え、同項第二号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の一項を加える。

3 町長は、前項第一号及び第二号の規定にかかわらず、外国人住民(法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登

録することができる。

第六条第一項第三号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第十条第一項第一号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第十四条第一項第三号中「氏又は名」を「氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」に改め、同項に次の一号を加える。

五 外国人住民である者が、法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者ではなくなつたとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第十四条第三項中「又は第二号」を「、第二号又は第五号」に改める。

（聖籠町手数料条例の一部改正）

第二条 聖籠町手数料条例（平成十二年聖籠町条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表（第二条関係）外国人登録に関する証明手数料の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。
（旧条例の規定に基づく印鑑登録の取扱い）
- 2 町長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の聖籠町印鑑条例第二条第一項第二号の規定に基づき印鑑の登録を受けている外国人（以下「外国人印鑑登録者」という。）であつて、施行日においてこの条例による改正後の聖籠町印鑑条例（以下「新条例」という。）第二条第一項の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができない者に係る当該印鑑の登録については、施行日において職権でまつ消するものとする。この場合において、町長は、当該登録をまつ消したときは、速やかに当該印鑑の登録を受けていた者に通知しなければならない。
- 3 町長は、この条例の施行日の前日において、外国人印鑑登録者であつて、施行日においてもなお新条例第二条第一項の規定に該当し、印鑑の登録を認めることができずる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。